

# 役員選出に関する細則

熊野吹奏楽団

第1条 熊野吹奏楽団（以下、本楽団）は、団則第8条に基づき、公正な役員の選出及び公民館活動の精神に基づき、この細則を定める。

第2条 本楽団は役員の選出においては団則第8条の定めにより行う。

第3条 役員の選出は前条の規定に準じ、次のとおり行う。

- 1 楽長、運営協議正副委員長、運営委員、監査、マーチングリーダーは、当該年度の総会までに立候補の意志を運営協議会に届け出るものとし、総会において投票者無記名において投票選出する。  
ただし、立候補者がいない場合は、前年度役員を原則留任させるものとし、総会の承認を得るものとする
- 2 その他の役員は団則第8条を準用する。

第4条 運営委員の業務の分任については、運営協議会で合議の上、決定する。

第5条 楽長は町内に住所を有する者で18歳以上の者とし、他団体に重複して在籍していない者とする。

二. その他の役員については18歳以上の者とし、居住地は制限しない。

第6条 役員改正にあたって、不正な行為があった場合は、楽員資格に関する細則第9条を適用し、懲戒処分を行うものとする。

第7条 これに定めない事項においては、運営協議会の判断により行うものとする。

—附 則—

○この細則は総会の議決を要す。

○平成11年 4月 4日 制定、施行する。

○平成13年 4月 1日 第5条を一部改正施行する。

○平成19年 4月 5日 第3、4、5条を一部改正施行する。

○平成21年 4月 2日 第3、5条を一部改正施行する。